

第1 審査会の結論

実施機関の行った部分開示の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成26年3月4日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）に対して「倉敷市〇〇△△、□□に接する道路、〇〇95号線と〇×線で、S55、9月以降の水道工事の全ての資料（写真を含む）」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「平成元年度児建改第9号〇〇地内配水管改良工事の設計書（以下「平成元年設計書」という。）」及び「昭和58年度児建改第92号〇〇地内配水管改良工事の設計書（以下「昭和58年設計書」という。）」（以下これらの文書を総称して「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書は保存年限（10年）経過により「平成元年度児建改第9号〇〇地内配水管改良工事の設計書」の写真及び竣工図を除いて廃棄済みであることから、現存する上記文書について、これを開示する部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年3月14日付け倉水児第191号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成26年5月26日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、公開条例第17条の規定に基づき、平成27年1月21日付け倉水児第41号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び補正書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消し、全部開示を求める。
- 2 異議申立ての理由

- (1) 工事に関する書類は保存年限10年を経過して廃棄していると通知されたが、水道の維持管理に必要なため廃棄するはずがない。現に、「平成元年設計書」のうち写真及び竣工図は現存していた。
- (2) 「昭和58年設計書」の写真及び竣工図を開示することにより、児島支所建設課が平成20年8月から平成23年5月までの間に○×線において隣地所有者である異議申立人の立会いを求めることなく、越境して工事を行った事実が明らかになることから、水道事業管理者には、同じ倉敷市の組織である児島支所建設課に不利益なこれらの文書を隠蔽したいという動機があることは容易に想像できる。

第4 実施機関の主張要旨

部分開示決定通知書及び不開示理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

- 1 本件行政文書以外に本件開示請求に係る行政文書は存在しない。
- 2 本件行政文書の保存年限は10年であったが、管理上の観点から「平成元年設計書」の一部を保存していたため部分開示決定としたものであり、「昭和58年設計書」についてはすべて廃棄済みである。

第5 審査会の認定事実

- 1 本件開示請求に係る文書は、昭和55年9月以降に行われた水道工事の設計書と解される。
- 2 倉敷市水道局文書管理規程の保存年限決定基準表によると、契約、工事等に関する文書の標準的な保存年限は5年、重要なものは10年とされており、実施機関は本件行政文書について10年を適用していたことが認められる。
- 3 昭和55年9月以降の水道工事に係る設計書は本件行政文書のみであると認められ、「昭和58年設計書」及び写真及び竣工図を除く「平成元年設計書」は保存年限である10年を経過して廃棄されており存在しない。

第6 審査会の判断

審査会の認定した事実によれば、本件異議申立てにより異議申立人が開示を求めている行政文書は現存しないと認められる。したがって、実施機関の行った部分開示決定処分は妥当である。

第7 結 論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年1月23日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成27年3月20日	第1回目審議
	答申（案）の検討（送付による）
平成27年4月30日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 伊 藤 治 彦	岡山商科大学法学部教授
副会長 大 熊 裕 司	弁 護 士
小 塚 真 啓	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授
小 松 原 玲 子	弁 護 士
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科教授